

業務改善計画の進捗状況について（中間報告）

令和8年4月27日

文化庁長官 伊藤 学 司 殿

協同組合日本脚本家連盟

理事長 金子 成人

貴庁の令和7年3月7日付6文庁第5843号「著作権等管理事業法第20条の規定に基づく業務改善命令（通知）」を受け、貴庁に提出いたしました令和7年6月6日付業務改善計画書（以下「業務改善計画」といいます。）に定めた施策の進捗にかかる状況をご報告します。

第1 業務改善計画に定めた施策の内容

業務改善計画に定めた施策の内容は、以下のとおりです。

- 1 現存の未払使用料の早期の解消（一般社団法人日本音声製作者連盟（以下「音声連」といいます。）に係る分を除く）
- 2 同上（音声連関係）
- 3 同上（関係者に対する情報提供）
- 4 再発防止にむけて未払使用料に係る管理の在り方を見直すこと
- 5 適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務体制を強化すること
- 6 同上（人員配置）
- 7 将来的ビジョン

第2 進捗状況（第1の1～7の各施策について）

- 1 同1の〔現存の未払使用料の早期の解消（音声連に係る分を除く）〕について
(1) 管理委託契約約款の不備の解消

業務改善計画に記載した分配委員会を設置した。同委員会については、後記5の1の①

記載のとおり。

(2) 未払使用料の解消

① 現存の未払使用料（令和6年12月5日貴庁に対する報告書記載の金額など）

上記は次のとおり分類することができる。

〔未払分A〕 昭和49年～平成22年度 約1億6800万円

〔未払分B〕 平成23年～令和3年度 約6800万円（令和7年4月30日時点では約4950万円）

〔未払分C〕 令和4年～令和6年度 約8800万円（令和7年4月30日時点では約8800万円のうち令和6年度分が約6800万円）

〔未払分D〕 令和7年度以降（将来発生分）

② 事業者に対する書面の送付

上記のうち、〔未払分A〕と〔未払分B〕について、送金元である事業者に対し、令和7年7月に普通郵便による権利者特定の問い合わせの書面（以下「探索書面」といいます。）の送付（同年10月末回答締切）を行ない、同年12月に2回目の送付（令和8年1月20日回答締切）を行なった。ただし、1回目で回答があり、対応が進んだ事業者には2回目の郵送はしなかった。

③ 事業者からの回答結果と対応

全189件中、回答ありは97件、回答なしが17件、住所不明・解散等で未送付となったものが75件であり、その結果と対応は次のとおりである。

i 権利者が特定された分配可能なもの約635万円〔連盟員・委託者分〕

令和8年2月末までに当該権利者に支払いを行なった。

ii 権利者が特定されたが分配できないもの約1460万円〔非委託者分〕

後記2の（1）の音声連返金分の約1330万円を含む。令和8年7月以降、当該権利者の連絡先情報を求める旨をウェブサイト上に掲載することで、関係者に対する探索の場を広げる。

なお、掲載にあたっては個人情報等に十分配慮した方法を取るものとし、期間は、掲載

を開始したときから1年間とし、当該権利者の連絡先が確認出来た場合、又は掲載から1年間を経過した場合は、ウェブサイト上の掲載を終了する。

iii 権利者が特定できないもの約1億9000万円〔権利者不明分〕

この分については次のとおり対応を行なう。

〔未払分A〕について

令和8年3月末日時点の〔未払分A〕の残金について、令和8年5月に分配委員会を開催し、理事会の決議を経て、連盟の収入に計上し、後記4の(3)記載の「共通目的事業積立金口座」(「分配不能金口座」からの名称変更予定)に移動し、管理する。

共通目的事業については後記7の(2)に記載のとおりである。

〔未払分B〕について

令和9年3月末日時点の〔未払分B〕の残金について、令和9年5月に分配委員会を開催し、入金日から満10年を超える入金については、理事会の決議を経て、連盟の収入に計上し、後記4の(3)記載の「分配保留金口座」から「共通目的事業積立金口座」に移動し、管理する。以後の年度も順次、同様とする。

〔未払分C〕について

令和8年3月末日時点の〔未払分C〕の残金について、令和8年5月に分配委員会を開催し、入金日から満3年を超える入金については、理事会の決議を経て、「分配保留金口座」に移動して管理し、令和8年6月及び令和8年9月に探索の書面を送金元に送付する。以後の年度も順次、同様とする。

- iv 前期〔非委託者分〕及び〔権利者不明分〕については、上記にかかわらず、〔非委託者分〕の権利者の連絡先が判明して分配可能となった場合や〔権利者不明分〕の権利者が判明して分配可能となった場合は、当連盟は、当該権利者にとって直接的な不利益が生じぬよう、消滅時効を主張することなく、後記5の(1)記載のとおりスケジュールにしたがい分配委員会を開催し、理事会の決議を経て、当該権利者に支払うものとする。

(3) 著作権協会国際連合への再加入

令和7年5月28日付でCISAC(著作権協会国際連合)に再加入した。

令和8年1月末日に作品情報データ交換(CIS-Net ツール利用等)にかかるユーザー契

約締結。令和8年3月までにCISACによるツール利用のレクチャーを終え次第、令和8年4月以降に本格運用予定。これにより、今後は海外団体からの入金及び利用報告に関するレポートリー確認の徹底を図り、権利者不明への対策を強化する。

2 同2の〔現存の未払使用料の早期の解消。音声連関係〕について

(1) 音声連入金分未払金の解消

令和7年3月11日から令和7年5月31日までの期間にわたり、音声連と協議を行った。平成13年度以降の〔非委託者分〕及び〔権利者不明分〕を再調査し、近年当連盟に所属となった委託者分約35万円については、令和7年11月14日までに該当者に対して分配手続を行なった。残余の約1330万円については、令和7年12月4日付で音声連に返金した。

(2) 今後の対応

- ① 音声連との間で、令和7年4月入金分から、音声連側による事前の利用報告の提出と当連盟側から音声連に対する請求書発行を、収受の前に必ず行うことを確認した。そのため、今後は非委託者分及び権利者不明分の収受は発生しない。
- ② 令和8年2月24日から将来的に疑義が生まれぬよう音声連との間で確認書を締結する協議を開始した。確認書の内容は、令和7年12月4日付で音声連への返金額、及び今後非委託者分・権利者不明分を徴収しないため、報告・請求手順を明文化することとしている。

3 同3の〔現存の未払使用料の早期の解消。関係者に対する情報提供〕について

(1) ホームページでの情報提供

業務改善計画に記載のとおり。令和7年6月6日に当連盟のホームページにおいて業務改善計画の内容を開示した。

今後は、令和8年4月に業務改善計画の進捗状況を適宜開示する。探索するも不明な場合の非委託者に関する情報提供については、前記2の1の(2)の「未払使用料の解消」記載のとおり。

(2) 連盟員・委託者への情報提供

業務改善計画に記載のとおり。令和7年7月1日付「脚本家ニュース」誌面にて業務改善計画を提出したことを報告した。以後の年度も毎年5月に当連盟の決算報告書（財務諸表を含む）を連盟員・委託者に対して送付する。

今後は、後記7の（2）の「共通目的事業」に記載のとおり、当連盟のホームページに連盟員・委託者向けの「マイページ」を設置し、双方向の情報交換を可能とする。

（3）事業者への情報提供

事業者に対する情報提供については、前記1に記載したとおりである。

4 同4の〔前記事実の再発防止にむけて未払使用料に係る管理の在り方を見直すこと〕について

再発防止にむけた未払使用料に係る管理の改善として次のとおり対策を講じた。

（1）会計システムと分配システムの連携

業務改善計画に記載のとおり両システムの連携を行なった。

（2）分配システムの改修（使用料の適正分配）

令和7年8月末に分配システムのサポート期間満了にともなう改修が完了。使用料の適正分配や未払使用料の管理強化のため、入金額の上書防止機能、変更履歴の保存機能及び未払チェックリストへの未払い原因表示機能等の分配システム機能増強に関する要件定義を令和8年3月に予定している。

入金額の上書防止機能としては、表示のみを行う項目を追加し、未払チェックリストへの未払い原因表示機能は、入金額を表示するプログラムに入力した変更履歴等の備考欄を、チェックリストの出力時に合わせて表示を行う機能を追加する。

（3）分別管理（使用料と未払使用料の分別管理）

使用料の適正分配及び未払使用料の管理強化のため、収受した使用料を管理する銀行口座とは別に、未払使用料を管理する銀行口座として、入金日から満3年を超える未払金を管理する「分配保留金口座」及び入金日から満10年を超えても分配不能のままの使用料を管理する「分配不能金口座」を令和7年6月に開設した。なお、「分配不能金口座」については探索書面などの探索を行なったのち、これを「共通目的事業積立金口座」に名称変

更して管理する。

今後は、現存の未払使用料のみならず将来発生するものを含めて、分別管理に関する業務フローを細則又は内規に定める。

5 同5の〔適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること〕について

(1) 分配業務体制の強化

① 分配委員会の設置及び委員の選任

令和7年度総代会（令和7年6月11日開催）における規約改訂の決議を経て、分配委員会を設置し、理事及び理事以外の連盟員を委員として選任した。

なお、当初は外部監事を委員として選任する予定であったが、外部監事より「定款第33条（監事の職務）の規定により望ましくない」ことを理由に辞退されたため、委員選任を見送った。

委員会は原則として半期毎（毎年5月と11月）に定期開催する。

② 分配委員会の役割

i 現存の未払使用料

〔未払分A〕は探索書面などによる探索の結果を踏まえた分配不能金の認定及び「分配不能金口座」から「共通目的事業積立金口座」への名称変更、〔未払分B〕は同様に探索の結果を踏まえたうえで残金のうち入金日から満10年を超えるものは「共通目的事業積立金口座」への移動、入金日から満3年を超えるものを分配保留金として「分配保留金口座」に移動するか否かの認定を行ない、理事会に意見を答申する。

ii 将来発生する未払使用料の管理（事前の対策）

半期毎の分配状況を委員会で共有し、未分配状態にある原因、対応方法及び分配予定時期を報告し、課題が残らないよう検討を行う。

iii 前記4の（3）記載の分別管理に関する業務フローの検討及び理事会への上申

③ 分配委員会の開催

令和7年7月22日に第1回目の分配委員会を開催し、前記開催スケジュールの確認と

業務フローの検討を行った。

令和7年11月21日に第2回目の分配委員会を開催し、前記1の(2)の②記載の第1回目の探索書面の回答結果について報告が行われたほか、令和7年度上半期(4月～9月)に収受した使用料のうちの未分配状態のものについて報告と検討を行った。

令和8年1月30日に第3回目の分配委員会を開催し、第2回目の探索書面の回答結果について報告が行われた。

6 同6の〔適切な分配業務がなされるようにするため、使用料の分配業務の体制を強化すること／人員配置〕について

(1) 事務局の組織再編

- ① 令和7年6月に将来発生する未払金探索部門を設置。
- ② 令和8年1月30日に過去分(令和3年度以前)未払金探索部門を設け、「放送」「ビデオ」「配信」「国外」の入金元締担当及び徴収・分配を所掌するチームの主任が兼務した。
- ③ 令和8年1月13日付で事務局体制を再編した。

著作権部を「徴収分配チーム」「契約渉外チーム」「作品DBチーム」「探索チーム」の4チーム制とした。

- ④ 今後、委託者に対して事務局の職務の状況と実態に関する定期的な周知を行うことで、連盟の著作権等管理事業に関する認知拡大を図り、委託者にとってより身近で頼れる存在となる事務局の構築を目指すものとする。

(2) 人員対応

- ① 令和7年12月から令和8年2月にかけて新たに3名(うち分配業務にかかわる著作権部は2名)を採用した。令和8年2月時点で計22名(うち著作権部は15名)に増強した。
- ② 将来的な人事計画は、業務量の増加程度及び人員の育成等を勘案し、財務状況に応じて増員を検討することとするが、当面の目標として、前記4チームにそれぞれリーダー人材を置き、各チーム間の連携を図り、効率的な業務フローを構築することを目指すものとする。

- ③ 人事評価の方針及び基準を見直し、個々の職掌を明確にし、職掌に応じた PDCA サイクルを徹底するとともに、信託法等の関連法規の遵守を常に心がけ、委託者の利益を最優先とした業務を実践できる人材を育成していく。
- ④ 今後は、長年にわたる運用（規定が存在しない取扱いを含む）を漫然と放置せず、担当業務に内包するリスクに自ら気づくことのできる知識と感度を高めていくとともに、内部監査等による点検を強化することで、問題となる事象を認識した人員が安心して上長や理事会に報告し、又は内部通報制度を利用できる環境を整備する。

(3) 業務負荷の軽減及び効率化

- ① これまでの権利者情報の収集及び蓄積にあたっては、協力会社への外部委託は僅かに留まり、大半が事務局による人力の手法（例：放送番組テロップを目視で確認してシステム入力、番組ガイド誌や映画情報誌、DVD・Blu-ray 情報誌を目視で確認して台帳転記、等）により、日次・月次・年次業務において複数担当者による個別かつ属人的な処理が行われていた。
- ② 令和7年10月から令和8年2月にわたり、前記処理に関わる担当者にヒアリングのうえ当該業務の棚卸しを行い、前記6の(1)の③記載の「作品DBチーム」に当該業務を移管した。

当該業務の担当者の一部は、使用料の適正分配のための業務に配置換えを行い、従前の属人的な業務ルーティンを改善すべく、業務マニュアルを改定し、著作権部内で共有を行った。

- ③ 令和8年1月に協力会社との委託契約を更新（委託費用は前年比4割増）し、情報提供の委託対象を拡大したほか、同月、当該協力会社がカバーしていない権利者情報を提供する別の協力会社一社と委託契約を締結（同額の委託費用を新たに追加負担）した。

これにより、権利者情報の収集及び蓄積にかかる人力による業務負荷が大幅に軽減された。

7 同7の〔将来的ビジョン〕について

(1) ガバナンス及びコンプライアンス

令和8年3月に創立60周年を迎えた当連盟著作権等管理事業はもはや黎明期にはあらず、これを第三創業期と位置づけ、今一度、連盟員・委託者と事務局とが一丸となって、ガバナンス及びコンプライアンスリスク管理のあり方を絶えず見直し、改善していく態勢を構築しつつ、使用料の徴収のみならず使用料の分配においても、他の著作権等管理事業者や海外著作権管理団体の模範となるべくリードしていく。

(2) 共通目的事業

前記1記載の現存の未払使用料の早期解消の対応の結果、共通目的事業積立金が発生した場合は、当連盟の分配システムの使用料の適正分配を目的とする改修、連盟員・委託者の利便性向上のための当連盟ホームページへの「マイページ」の設置、次世代を担う新人作家を養成する「日本脚本家連盟スクール」の新規事業企画、及び後記「国際協調」のために必要な事業のほか、信頼の早期回復及び再発防止を目的とする費用への充当を優先する。

より具体的な内容については、今後理事会が設置する委員会での調査審議をもとに検討する。

(3) 国際協調

- ① CISAC への再加入によって、海外での著作物利用の実態等に関する情報収集と国際交流に努め、国際的な著作権思想の普及、芸術文化の振興及び著作物利用の一層の活性化を図るとともに、とりわけ遅れているアジア・太平洋地域における脚本家の著作権をより確かなものにするためリーダーシップを発揮していくことを目指す。
- ② 生成 AI による諸問題や Netflix 等の海外資本プラットフォームによるバイアウト（買取契約）要求の問題、私的複製補償金制度の再構築に向けた活動など、欧州及び北中南米の著作権管理団体との国際協調のもとで、CISAC を始めとした国際ネットワークにおける議論への積極的な関与を続けていくものとする。

以上